

○周南市農業委員会農地台帳点検等実施要綱

令和4年3月23日農委要綱第7号

周南市農業委員会農地台帳点検等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が整備する農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2第1項に規定する農地台帳をいう。以下同じ。）の記録の適正な管理を図るため、農地法、農地法施行令（昭和27年政令第445号）、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法の運用について第6の規定その他別に定めるもののほか、その記録内容の管理、点検及び補正（以下「点検等」という。）並びに記録内容の公表及び提供（以下「公表等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(点検等の対象となる事項)

第2条 地台帳の点検等は、全国農業会議所（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第42条第1項の規定により全国を限って指定された農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）が管理する農業委員会サポートシステム（以下「システム」という。）の農地台帳情報の記録事項について、委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

(定期的な点検等の実施)

第3条 委員会は、農地法第51条の2の規定に基づき市からの情報の提供を受け、次の各号により農地台帳の点検等を実施するものとする。

- (1) 毎年1回、5月から8月までの間に農地法施行規則第102条の規定に基づき、市の固定資産課税台帳との照合を行うものとする。
- (2) 毎月1回、農地法施行規則第102条の規定に基づき、市の住民基本台帳との照合を行うものとする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、農地台帳の記録事項に係る情報を所管する市の担当部署に当該情報の提供を求め、点検等を行うものとする。

2 前項の点検等のほか、必要に応じ、全農家を対象として農地台帳の筆別の情報及び世帯の情報を記した調査票の配付及び回収による方法により点検等を行うこと

ができる。

3 農地台帳の記録事項のうち、前項に規定する方法による点検等の実施によっては情報を把握することができないものについては、委員会が別に定める方法により調査を実施することができる。

4 農地台帳の記録事項のうち、農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）、同法第 32 条及び第 33 条の規定に基づく利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）に係る項目並びに遊休農地の措置状況については、利用状況調査及び利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するものとする。

（随時補正の実施）

第 4 条 前条の規定による点検等のほか、委員会の日常的な事務処理、委員会の委員又は農地最適化推進委員の活動等を通じ、農地台帳の記録内容を補正する必要があると認める場合には、その都度、速やかにこれを反映するものとする。

（点検等の実施管理）

第 5 条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、当該者に委員会の事務局長を充てるものとする。

（記録事項の公表等）

第 6 条 農地法第 52 条の 3 第 1 項の規定による農地台帳に記録された事項の公表は、農地法施行規則第 104 条第 2 項の規定に基づき、インターネットの利用により、及び委員会の事務局（以下「事務局」という。）の窓口において行うものとする。

2 農地法第 52 条の 3 第 2 項の規定による農地に関する地図（以下「農地に関する地図」という。）の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

（インターネットによる公表）

第 7 条 前条の規定によるインターネットの利用による公表は、システムと連携した公開情報が格納されている農林水産省が管理する eMAFF 農地ナビを用いて行うものとする。

2 委員会は、農業委員会法第 51 条第 1 項の規定に基づき、前条の規定により公表すべき農地台帳の記録及び農地に関する地図の記録に係る情報を、全国農業会議所に、その指定する時期及び方法により提供しなければならない。

（事務局の窓口における公表等）

第8条 第6条第1項の規定による事務局の窓口において行う公表等は、農地台帳に記録された事項の閲覧又は提供を希望する者（以下「請求者」という。）からの請求に基づき、農地法施行規則第104条第2項の規定により公表すべき事項を記載した書面を閲覧させ、又は公表すべき事項を記載した書類を交付することにより行うものとする。

（閲覧等の請求方法）

第9条 請求者は、農地台帳に記録された事項の閲覧又は交付を請求するときは、次に掲げる事項を記載した請求書（別記様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

- （1） 請求者の氏名又は名称及び住所
- （2） 請求する農地の所在及び地番
- （3） 請求者の連絡先
- （4） 農地台帳情報の使用目的
- （5） 閲覧又は交付請求の別
- （6） 交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書類の通数

（閲覧用農地台帳の作成）

第10条 第8条の規定により閲覧させるための書面として、閲覧用農地台帳（別記様式第2号）を作成するものとする。

（農地台帳記録事項要約書の作成）

第11条 第8条の規定により交付するための書類として、農地台帳記録事項要約書（別記様式第3号）を作成するものとする。

（閲覧の方法・遵守事項）

第12条 委員会は、閲覧用農地台帳を閲覧させるときは、事務局の職員を立ち合わせるものとする。

2 農地台帳を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 閲覧用農地台帳を閲覧場所以外には持ち出さないこと。
- （2） 閲覧用農地台帳を丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしないこと。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、事務局の職員の指示に従うこと。

（費用負担）

第13条 閲覧用農地台帳の閲覧に係る手数料は無料とする。

2 農地台帳記録事項要約書の交付に当たっては、実費相当額を徴収する。

(機構等への農地台帳記録事項の提供)

第14条 委員会は、農地法施行規則第103条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下「機構」という。）に対して、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 委員会は、農地法施行規則第103条第2項の規定により、土地改良区（土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項に規定する土地改良区をいう。以下同じ。）に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項のうち、農地法第52条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項並びに農地法施行規則第101条第1号、第2号及び第7号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。

3 委員会は、農地法施行規則第103条第3項の規定により、前2項の規定に基づき農地台帳に記録された事項を提供する場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 提供する農地台帳の記録及び当該記録を基に農地中間管理機構又は土地改良区（以下「機構等」という。）が作成する資料等（以下「記録等」という。）を厳重に管理し、当該記録等の保護のために必要な対策を講じること。

(2) 記録等を利用しなくなったときは、速やかにこれを廃棄すること。

(3) 記録等に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(4) 委員会が指定する目的以外の目的のための記録等の使用及び第三者への提供をしないこと。

(5) 記録等の滅失、漏えいその他の事故（以下これらを「事故」という。）が発生したときは、直ちに委員会に報告し、その指示を受けること。この場合において、委員会の指示を受ける前に応急の処置を行った場合においては、事後速やかにその旨を委員会に報告すること。

(6) 機構等の責めに帰すべき事由により事故が発生したときは、機構等の名称及び事故の内容を公表すること。

(7) 前各号の規定に違反したことにより委員会に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償すること。

4 機構等への農地台帳の記録の提供の方法等については、委員会が機構等と協議し

て定める。

(市長への農地台帳記録事項の提供)

第 15 条 委員会は、農地法施行規則第 103 条の 2 第 1 項の規定により、市長に対し、同項に定める事項に該当するものを提供するものとする。

2 委員会は、前項の規定により提供した事項に変更があった場合には、市長に対し、速やかに、当該変更後の事項を提供するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 8 月 10 日農委要綱第 11 号)

この要綱は、令和 8 年 8 月 10 日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

農地台帳 閲覧 請求書
記録事項要約書交付

（宛先）周南市農業委員会

		年 月 日	
窓口に来られた方 （請求者）	住 所		
	フリガナ 氏 名		
	連 絡 先		
	使用目的		
請求する農地の所在・地番		請求枚数 （要約書交付の場合は記入）	
※該当事項の□にレ印をつけてください。			
☐ 農地台帳の閲覧			
☐ 農地台帳記録事項要約書の交付			

閲覧件数	交付件数	交付実費	受付・交付年月日

別記様式第2号（第10条、第12条、第13条関係）

閲覧用農地台帳

年 月 日

周南市農業委員会

所在・地番			
地目			
面積			
地域区分	農振法		
	都市計画法		
	生産緑地法		
	地域計画		
所有者	氏名・名称		
	農地に関する 意向		
	共有者 氏名・名称		
耕作者 (賃借者)	氏名・名称		
	整理番号		
	賃借権等権利 設定の内容	権利の種類	
		存続期間	
農地中間管理 機構	中間管理権		
	経営受託権		
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	
	利用意向調査	調査結果	

別記様式第3号（第11条、第13条関係）

農地台帳記録事項要約書

年 月 日

周南市農業委員会

所在・地番			
地目			
面積			
地域区分	農振法		
	都市計画法		
	生産緑地法		
	地域計画		
所有者	農地に関する 意向		
耕作者 (賃借者)	整理番号		
	賃借権等権利 設定の内容	権利の種類	
		存続期間	
農地中間管理 機構	中間管理権		
	経営受託権		
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	
	利用意向調査	調査結果	